

IOSCO による市中協議報告書「投資ファンドの手数料と費用に係る国際的な基準」 の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「投資ファンドの手数料と費用に係る国際的な規制基準の要素」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、集団投資スキーム（CIS）の運営者及び規制当局が考慮すべき、ベストプラクティスに係る更新された共通の国際基準について提案している。

本報告書は、2004 年の報告書「投資ファンドの手数料と費用に係る国際的な規制基準」の提言をもとに策定されている。本報告書は、市場及び規制の変化に応じ、これら基準が現在も有効か、更新が必要か、それとも補足が必要かを模索している。

本報告書は、法域を跨ぎ特定された主要な論点について分析し、市中の意見を問うている。それら論点とは、とりわけ以下のものである。

- 認められた手数料と費用の種類
- 運用報酬
- 手数料と費用の開示
- 取引コスト
- 取引に係るハード及びソフトコミッション

本報告書策定にあたり、IOSCO は、ファンドの手数料と費用に係る既存の規制慣行が近年どのように進化してきたかについて情報を収集するため、当慣行に係る二度目のレビューを行った。

2004 年の報告書以降、業界の自然進化により、とりわけ、新たな CIS 商品構造、新たな投資戦略、配分モデルの変化が見られた。同時に、いくつかの法域あるいは地域レベル（例：MiFID の改訂）における規制の発展により、手数料と費用の開示方法が変わり、投資家によって特定の開示モデルの実効性が検証された。

市中協議のコメントは 2015 年 9 月 23 日まで受け付ける。